

I C T活用工事（付帯構造物設置工）積算要領

1. 適用範囲

この要領は、3次元設計データを活用した付帯構造物設置工（以下、「付帯構造物設置工（I C T）」という。）に適用する。なお、付帯構造物設置工（I C T）については、掘削（I C T）、路体（築堤）盛土（I C T）、路床盛土（I C T）、法面整形（I C T）と同時に実施する場合に適用できるものとする。

2. 適用工種

コンクリートブロック工（コンクリートブロック積）、（コンクリートブロック張）、（連節ブロック張）、（天端保護ブロック）

緑化ブロック工

石積（張）工

側溝工（プレキャストU型側溝）、（L型側溝）、（自由勾配側溝）

管渠工

暗渠工

縁石工（縁石・アスカープ）

基礎工（護岸）（現場打基礎）

基礎工（護岸）（プレキャスト基礎）

護岸付属物工

3. 3次元設計データの作成費用

3次元設計データの作成を必要とする場合に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。

4. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合における経費の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。ただし、付帯構造物設置工（I C T）と同時に実施する、掘削（I C T）、路体（築堤）盛土（I C T）、路床盛土（I C T）、法面整形（I C T）において補正係数を乗じる場合は適用しない。

・共通仮設費率補正係数：1.2

・現場管理費率補正係数：1.1

※小数点第3位四捨五入2位止め

なお、付帯構造物設置工（I C T）において、経費の計上が適用となる出来形管理は、以下の1）～5）とし、それ以外の、I C T活用工事（付帯構造物設置工）実施要領に示された、出来形管理の経費は、補正係数を乗じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれる。

1）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理

2）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) 上記1)～4)に類似する、その他の3次元計測技術を用いた出来形管理

附 則

この要領は、令和 4年 4月 1日から施行する。